

船舶事故調査報告書

平成25年5月16日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	転覆
発生日時	平成23年12月9日 14時30分ごろ（日本時間）
発生場所	ソロモン諸島チョイスル島北北東方沖230海里（M）付近 （概位 南緯03°29.0′ 東経157°51.0′）
事故調査の経過	平成24年10月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第二恵久丸 ^{えいきゆう} 、349トン 128552、ニュー浜屋冷蔵株式会社 57.80m（Lr）×12.00m×7.24m、鋼 ディーゼル機関、漁船法馬力数1,100、平成2年9月 漁船 第二恵久丸 ^{えいきゆう} 三号艇 ^{さんごうてい} 、1.7トン KG3-45066（漁船登録番号）、ニュー浜屋冷蔵株式会社 5.32m（Lr）×2.79m×0.82m、軽合金 ディーゼル機関、114kW、平成2年11月21日
乗組員等に関する情報	船長 男性 45歳 三級海技士（航海） 免許年月日 平成9年1月24日 免状交付年月日 平成23年2月23日 免状有効期間満了日 平成29年1月23日 機関員 男性 26歳 操縦免許 なし
死傷者等	なし
損傷	本船 なし 三号艇 機関、航海計器等が濡損
事故の経過	本船は、船長及び機関員ほか19人が乗り組み、第二恵久丸三号艇（以下「三号艇」という。）ほか搭載艇3隻でソロモン諸島チョイスル島北北東方沖230M付近において、1そうまきのまき網漁に従事していた。 本船は、左舷より円形に投入した網に漁獲物がなかったため網の揚収を始め、残りの網が約80～100mになった頃、左舷側につなぎ止めていた網の一端につないだ約80mのロープ（以下「本件ロー

	<p>プ」という。)を三号艇に渡し、操船していた機関員に左舷正横方向へ引くように指示した。</p> <p>船長は、残りの網が約40～50mとなった頃、左舷船尾正横約120～130mにおいて、本件ロープが緊張した状態となっても、なお本件ロープを引っ張り、前進を続けている三号艇のスクリュウの渦を見て機関の回転数を上げ過ぎているように感じ、機関員にもっと機関の回転数を落とすように指示した。</p> <p>船長は、操作していたパワーブロックにより揚網した網の状況等を確認したのち、三号艇を見たところ、平成23年12月9日14時30分ごろ転覆している三号艇が見えた。</p> <p>船長は、直ちに他の搭載艇を三号艇に向かわせ、救命胴衣を着て泳いでいた機関員を救助させた。</p> <p>三号艇は、海水を排水後、本船に引き揚げた。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 不明、風速 約6.0m/s、視界 良好</p> <p>海象：うねり 波高約1.0～1.5m、潮流 西流約1～1.5ノット</p>
その他の事項	<p>本船は、漁網置場を船尾側の後部甲板に設置し、また、揚網用のパワーブロックをブーム先端に取り付けたブームマストを船体中央部に装備し、本事故当時、長さ約1,500mの網をパワーブロックを使用して船尾側から揚網を行い、漁網置場に収容していた。</p> <p>船長は、漁労長を兼務し、本事故当時、毎分約50mの引揚げ速度でパワーブロックの操作を行いながら、操業の指揮を執っていた。</p> <p>機関員は、本船に約8か月前から乗船しており、小型船舶操縦免許を受有しておらず、過去に搭載艇を数回操船していたが、本事故当時に行った作業は初めてであった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>本船は、ソロモン諸島北北東方沖でまき網を揚収中、本船の左舷側につないでいた本件ロープを機関員が操船する三号艇に引かせていた際、船長が機関員に三号艇の機関の回転数を落とすように指示したのち、三号艇が転覆したものと考えられるが、機関員から情報が得られなかったため、転覆に至る状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、搭載艇には小型船舶操縦免許の受有者を乗船させる必要があった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、ソロモン諸島北北東方沖でまき網を揚収中、本船の左舷側につないでいた本件ロープを機関員が操船する三号艇に引かせていた際、三号艇が転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>

参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 小型船舶には、小型船舶操縦免許の受有者を船長として乗り組ませること。
-----------	--